

1. 策定方針

- ・教育基本法第17条第2項に基づく計画
- ・新・群馬県総合計画の下で、「第2期群馬県教育大綱」と並ぶ、本県教育分野の最上位計画

第3期計画（R元～R5年度）

基本目標
「たくましく生きる力を育む」

8つの「基本施策」

19の「施策の柱」

43の「取組」

45のKPI
(参考指標含む)



第4期計画（R6～R10年度）

教育振興基本計画
(群馬県教育ビジョン)
(仮称)
※5年に1度策定

- 本県教育行政に係る
今後5年間のビジョン
- ・(国)基本計画、
新・群馬県総合計画、
教育大綱を踏まえて策定

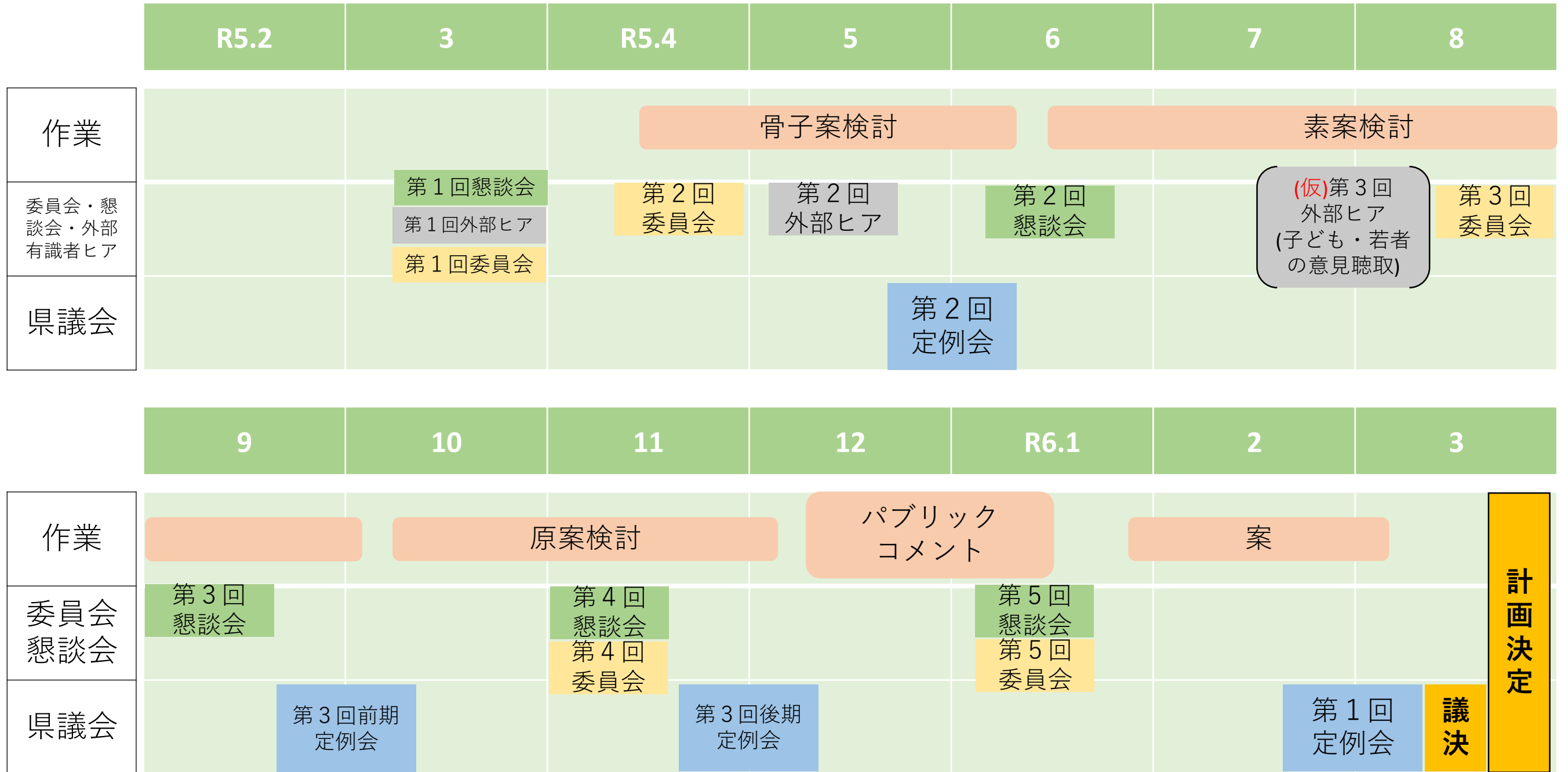
新設

**令和○年度教育委員会
運営方針及び主要事業**
※毎年改訂

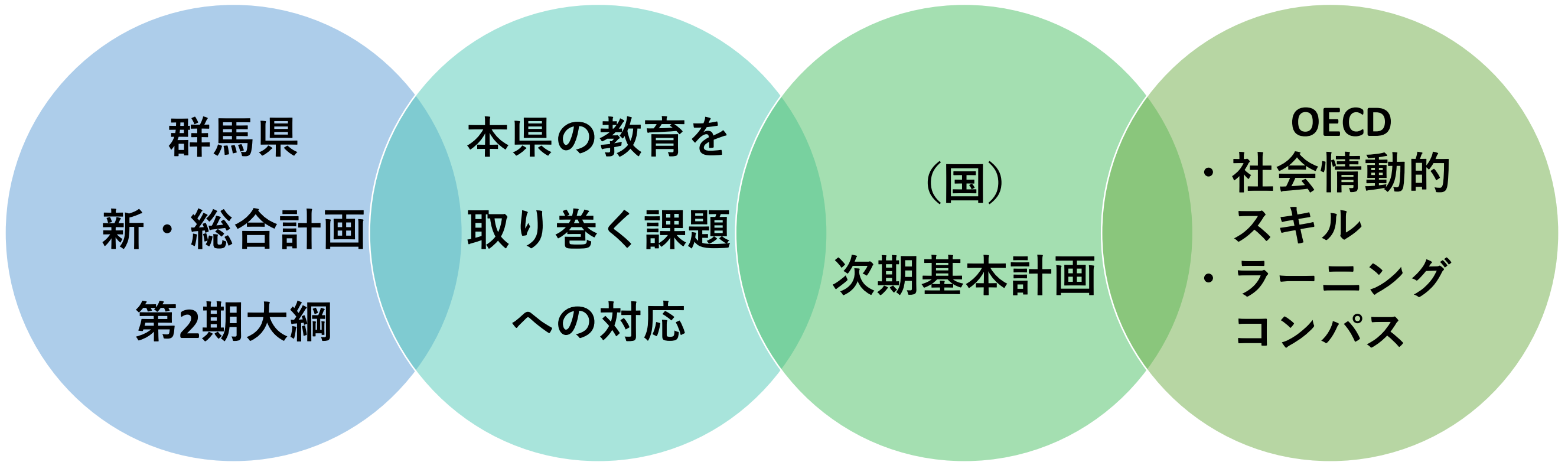
- 教育ビジョンの目標達成
に向けた具体的な取組等
- ・毎年3月に改訂し、
効果的にPDCAを回す

※第3期計画の43の「具体的な取組」を計画から分離。
「教育行政の主要施策」（次年度主要事業の概要。例年3月発行）、
「教育委員会運営方針」と一体化し、掲載事業を精査するとともに
45ものKPIを見直す。

2. 策定スケジュール



3. 策定イメージ



群馬県教育振興基本計画（群馬県教育ビジョン（仮称））
・運営方針及び主要事業